社会福祉法人草雲会　一般事業主行動計画

女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行うため、以下のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和８年７月１日 ～ 令和１１年６月３０日までの３年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標１：育児・介護休業法に基づく『育児・介護休業規程』、子の看護休暇制度などの諸制度を職員へ周知し、職員の職場復職率 100%を維持する。

（実施時期・取り組み内容）

・令和８年７月～　『育児・介護休業規程』を全職員に周知する。また、諸制度について説明し、周知徹底をはかる。
　女性も男性も、出産や育児、介護などをしながら安心して働き続けられるような環境づくり、風土づくりを進める。

目標２：管理的業務※を行う職員における女性の割合３０%以上を維持する。

※管理的業務＝理事長、各事業所管理者、事務局長等

（実施時期・取り組み内容）

・令和８年７月～　男性女性を問わず、管理職候補となる職員に対し、育成研修を実施する。

目標３：常勤職員の時間外労働時間を計画策定前より３０%削減する。

（取り組み内容）

・令和８年７月～　各部署における問題点の検討及び研修を実施する。
　四半期ごとに時間外労働時間を確認し、削減に向けた取組を検討する。